

市立保育所において新型コロナウイルスの感染者が 確認された場合の対応について

市立保育所において新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の対応については、原則として次のとおりです。

(1) 市立保育所における対応基準について

感染等の状況	登所の自粛要請等について
入所児童・職員・同居家族等が、濃厚接触者ではないもののPCR検査を受ける場合	入所児童・職員・同居家族等がPCR検査を受けることが決まった日から、検査結果が陰性と確認される日まで、保育所を休んでいただく場合があります。(PCR検査は、様々な理由により受けるため、個々のケースにより判断しますので、該当する場合は、利用されている保育所まで問い合わせてください。)
入所児童・職員の同居家族等が、濃厚接触者に特定された場合	入所児童・職員の同居家族等が濃厚接触者に特定された日から、保健所に指示された日まで、保育所を休んでいただきます。 なお、同居家族等の検査結果が陰性であって、児童・職員に対する行動制限がない場合は、登所可能とします。
入所児童・職員が、濃厚接触者に特定された場合	入所児童・職員が濃厚接触者に特定された日から、保健所に指示された日まで、保育所を休んでいただきます。 期間の目安としては、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して14日間です。
入所児童・職員が、感染した場合	入所児童・職員の感染が判明した日から、療養解除されるまで、保育所を休んでいただきます。

(2) 市立保育所の休所について

入所児童・職員が感染した場合は、保健所に確認しながら検査等を進めるとともに、感染の拡大等を防止するため、安全と判断されるまでの間、保育所を臨時休所します。

ただし、他の児童や職員に濃厚接触者がいないなど、安全と判断できる場合には、保育所を開所します。(感染者だけが保育所を休みます。)

(3) 保育料・給食副食費について

上記の対応基準に従って保育所を休んだ場合には、保育料や給食副食費を日割り計算し、減額します。

なお、登所の自粛要請等がなく、自主的に休まれた場合は、減額の対象になりません。

(担当) こども家庭部 こども保育課

指導育成係 (コロナ感染)

☎443-2060

幼保運営管理係 (保育料・副食費)

☎443-2165